

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（香川県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち、香川県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号又に掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考）平成16年度における量（トン／日）
生活排水	13	14
産業排水	9	9
その他	5	5
合計	27	28

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考）平成16年度における量（トン／日）
生活排水	7	7
産業排水	12	12
その他	13	14
合計	32	33

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考）平成16年度における量（トン／日）
生活排水	0.6	0.6
産業排水	0.5	0.5
その他	0.9	0.9
合計	2.0	2.0

2 削減目標量の達成のための方途

2-1 生活系排水対策

瀬戸内海の削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町等と協力しながら、「ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例」

の規定による「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を、地域の実情や環境特性に応じ、効率的、計画的に促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

(1) 下水道の整備等

下水道については、社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）との整合を図りつつ、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に、その整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入については、必要に応じ、その実施を図るものとする。

合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、公共用水域の水質等に与える影響等を勘案し、逐次改善に努める。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
21	1,007	353 [4.1]

[]書きは、高度処理人口を示す。（内数）

(2) その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。また、合併処理浄化槽の設置整備事業の活用等により、その整備を促進するものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図るものとする。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図るものとする。

し尿処理施設については、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

なお、浄化槽については、建築基準法、浄化槽法等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(3) 一般家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水については、水質汚濁防止法及び「香川県生活排水対策推進要綱」（昭和61年3月10日施行）に基づき、市町と協力し、家庭でできる雑排水対策についての普及、啓発を行うとともに、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

2-2 産業系排水対策

(1) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、削減目標量の達成のために採られた取り組みとその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、

削減目標量の達成を図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定し、削減目標量の達成を図るものとする。

Cc等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）、及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

(2) 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、「香川県公害防止条例」（昭和46年香川県条例第1号）の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等を行い削減目標量の達成についての指導等を行うものとする。また、指定地域内の日平均排水量が50立方メートル未満の事業場については、排水の実態等を考慮し、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成13年3月環境省環境管理局）等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、削減目標量の達成に努める。

さらに、排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排水の特性等について、その実態把握に努め、講習会等を通じて、削減目標量の達成のための対策、排水処理施設の設置等の必要な措置を講じるよう指導を行うものとする。

2-3 その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じ削減目標量の達成のための努力を促し、削減目標量の達成を図るものとする。

(1) 農地からの汚濁削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）、「香川県持続性の高い農業生産方式の導入指針」（平成12年3月策定）等の活用を通じて、化学肥料の施用量の低減や適正な施肥等を推進することにより、農地に由来する環境への負荷の削減目標量の達成を図るものとする。

(2) 畜産排水対策

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）、「香川県資源循環型畜産確立基本方針」（平成12年4月制定）等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理及び農地還元等の利用を推進することにより、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減目標量の達成を図るものとする。

(3) 養殖漁場の改善

「持続的養殖生産確保法」（平成11年法律第51号）、「香川県魚類養殖指導指針」（昭和54年3月制定）等に基づき、養殖漁場の環境悪化を防止するため、適正給餌の実施、汚濁負荷量の少ない飼餌料の使用の促進等により、削減目標量の達成を図るとともに、その他漁場内の水質及び底質の改善を図るための措置を地域の実情に応じて講ずるものとする。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 水質浄化事業の推進

ア 河川・水路の浄化施設整備

水質汚濁の著しい河川やため池、水路等の浄化を図るため、礫間浄化施設等の直接浄化施設の整備に努めるものとする。

イ 底質改善事業の推進

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、河川及び海域等において、必要に応じ、しゅんせつ、覆砂事業等を行うものとする。

(2) 干潟等沿岸生態系の保全・回復の促進

自然の浄化機能を有する瀬や淵、干潟等の保全に努めるとともに、河川、海岸などの自然浄化機能を向上させるため、多自然川づくりや養浜事業を推進するものとする。

(3) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び削減目標量の達成状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実に努めるものとする。

(4) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、関係市町、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量規制の趣旨及び内容について、自治体の広報紙やホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、削減目標量の達成に努めるものとする。

事業者に対しては、研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び削減目標量の達成のための努力と協力を要請するものとする。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童、生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努めるものとする。

なお、教育、啓発等の事業の実施にあたっては、その効果的な推進を図るため、関係府県、市町及び社団法人瀬戸内海環境保全協会等関係機関との連携を密にし、協力体制の確立に努める。

(5) 調査研究体制の整備

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の充実に努めるものとする。

(6) 中小企業者等への助成措置等

中小企業者等に対し、排水処理施設の設置、改善等に対する資金の融資・助成及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備等を促進するものとする。